

鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 ◇人委規則 期末手当及び勤労手当の支給に関する規則
 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正す
 る規則
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
 を改正する規則
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する
 規則

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県条例第一号

鳥取県知事 石

破

二

朗

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「九百円をこえるときは九百円」を「千円をこえるときは、その額と千円との差額の二分の一」その差額の二分の一が五百円をこえるときは、五百円)を千円に加算した額」に改め、同項及び同条第三項中「四百円」を「四百五十円」に、「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第二 公安職給料表

職系の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	44,200	30,700	22,700	19,600	17,500
2	46,400	32,800	24,200	20,600	18,200
3	48,600	34,900	26,100	21,600	18,900
4	50,800	37,000	28,000	22,700	19,600
5	53,000	39,100	29,900	24,000	20,600
6	55,200	41,200	31,800	25,800	21,600
7	57,400	43,400	33,700	27,600	22,700
8	59,600	45,600	35,600	29,500	24,000
9	61,700	47,800	37,600	31,400	25,800
10	63,800	49,900	39,600	33,300	27,600
11	65,900	52,000	41,600	35,200	29,500
12	67,000	53,900	43,400	37,000	31,400
13	69,900	55,800	45,200	38,800	33,300
14	71,900	57,400	47,000	40,600	35,200
15	73,900	59,000	48,700	42,400	37,000
16	75,900	60,100	50,400	44,200	38,800
17	77,500	61,200	51,700	46,000	40,400
18	79,100	62,200	53,000	47,600	42,000
19	80,700	63,100	54,000	49,200	43,600
20	82,300	64,000	55,000	50,500	45,200
21	83,900	64,800	55,900	51,800	46,600
22		65,600	56,800	52,700	48,000
23		66,400	57,600	53,600	49,000
24			58,400	54,400	49,900
25			59,200	55,200	50,800
26			60,000	56,000	51,600
27				56,800	52,400
28				57,600	53,200
29					54,000
30					54,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第一 行政職給料表

職系の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	57,400	47,600	38,600	29,600	25,800	21,500	17,500
2	60,500	50,000	40,800	31,700	25,500	21,600	18,200
3	63,600	52,400	43,000	33,800	27,200	22,700	18,900
4	66,700	54,800	45,200	35,900	29,700	23,800	19,600
5	69,800	57,200	47,400	38,000	31,000	24,900	20,600
6	72,900	59,600	49,600	40,100	32,900	26,000	21,600
7	76,000	62,000	51,800	42,200	34,800	27,100	22,700
8	79,000	64,300	54,000	44,300	36,700	28,200	23,800
9	82,000	66,600	56,100	46,400	38,600	29,300	24,900
10	84,600	68,900	58,200	48,100	40,500	30,400	26,000
11	86,800	71,200	60,300	50,000	42,100	31,500	27,100
12	89,000	73,500	62,300	51,600	43,700	32,600	28,200
13	90,900	75,800	64,300	53,200	45,300	33,700	29,300
14	92,800	78,100	66,300	54,100	46,400	34,800	30,400
15	94,700	79,800	68,300	55,400	47,500	35,900	31,500
16		81,500	70,300	56,400	48,500		32,600
17			71,900	57,400	49,500		33,700
18			73,500	58,400	50,500		34,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 教育職給料表ロ

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	37,200	18,700	16,500
2	39,200	20,200	17,200
3	41,200	21,600	17,900
4	43,200	23,000	18,700
5	45,200	24,100	19,800
6	47,400	25,200	20,900
7	49,400	26,400	22,000
8	51,400	28,000	23,100
9	53,400	29,600	24,200
10	55,400	31,300	25,300
11	57,400	33,200	26,700
12	59,400	35,200	28,100
13	61,400	37,200	29,700
14	63,400	39,100	31,300
15	65,400	41,000	32,800
16	67,400	42,900	34,300
17	69,400	44,800	35,700
18	71,300	46,700	37,100
19	72,900	48,600	38,300
20	74,500	50,400	39,500
21	76,100	52,100	40,400
22	77,700	53,800	41,500
23	79,100	55,300	42,200
24	80,500	56,700	43,100
25	81,700	58,100	
26	82,900	59,500	
27	84,100	60,800	
28	85,300	62,100	
29		63,400	
30		64,600	
31		65,800	
32		67,000	
33		68,100	
34		69,200	
35		70,300	
36		71,400	
37		72,500	
38		73,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表イ

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	46,100	21,200	19,200
2	48,200	23,000	20,200
3	50,400	24,700	21,200
4	52,600	26,400	22,200
5	54,800	28,100	23,200
6	57,200	29,800	24,200
7	59,600	31,500	25,200
8	62,000	33,200	26,200
9	64,400	34,900	27,200
10	66,800	36,600	28,200
11	69,200	38,300	29,200
12	71,600	40,000	30,200
13	73,900	41,700	31,200
14	76,200	43,400	32,200
15	78,500	45,100	33,200
16	80,800	46,800	34,200
17	83,100	48,500	35,200
18	85,100	50,200	36,200
19	87,100	51,900	37,200
20	89,100	53,600	38,200
21	91,100	55,300	39,200
22	92,700	57,000	40,200
23	94,300	58,700	41,200
24	95,900	60,400	42,200
25	97,500	62,100	43,200
26		63,800	44,200
27		65,500	45,200
28		67,200	46,200
29		68,900	47,200
30		70,600	48,200
31		72,300	49,200
32		74,000	50,200
33		75,700	51,200
34		77,400	52,200
35		79,100	53,200
36		80,800	54,200
37		82,500	55,200

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

1 医療職給料表(一)

職員の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	73,800	52,000	40,400	26,200
2	77,000	55,100	43,300	28,100
3	80,200	58,200	46,200	30,000
4	83,400	61,300	49,100	31,900
5	86,600	64,400	52,000	34,300
6	89,800	67,500	54,600	36,800
7	92,700	70,600	57,200	39,300
8	95,600	73,700	59,800	41,900
9	98,500	76,700	62,300	44,500
10	101,400	79,700	64,800	47,100
11	103,900	82,400	67,300	49,700
12	106,400	85,100	69,700	51,600
13	108,900	87,600	72,100	53,500
14	111,400	89,600	74,000	55,400
15	113,800	91,600	75,600	57,300
16	116,200	93,300	77,200	59,200
17	118,600	95,000	78,600	61,000
18	120,700	96,700	80,000	62,800
19	122,800	98,400	81,400	64,400
20			82,800	66,000
21			84,200	67,300
22				68,600
23				69,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職員の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	50,400	32,000	20,900	17,900
2	52,900	33,400	22,200	18,800
3	55,400	34,800	23,500	19,800
4	57,900	36,200	24,800	20,800
5	60,700	37,500	26,000	21,900
6	63,500	38,800	27,200	23,000
7	66,600	40,100	28,400	24,500
8	69,700	41,400	29,600	25,500
9	73,100	42,700	30,800	26,500
10	76,500	44,000	32,000	27,900
11	80,100	45,400	33,500	29,000
12	83,700	46,800	34,900	30,100
13	87,400	48,200	36,300	31,200
14	91,200	49,600	37,800	32,300
15	95,000	51,000	39,300	33,400
16	98,800	52,400	40,800	34,500
17	102,500	53,800	42,300	35,600
18	106,600	55,200	43,800	36,700
19	108,900	56,600	45,300	37,800
20	111,400	58,000	46,800	38,900
21	113,800	59,400	48,300	40,000
22	116,200	60,800	49,800	41,100
23	118,600	62,200	51,300	42,200
24	120,700	63,600	52,800	43,300
25	122,800	65,000	54,300	44,400
26		80,200	63,900	53,400
27		81,600	65,100	
28		83,000		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(ロ)

職員の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	35,400	27,000	19,700	16,500
2	37,500	28,900	20,700	17,300
3	39,600	31,000	21,700	18,100
4	41,700	33,100	22,700	18,900
5	43,800	35,200	23,800	19,700
6	45,900	37,100	25,200	20,600
7	47,800	39,000	26,700	21,600
8	49,700	40,900	28,200	22,600
9	51,600	42,800	29,700	23,700
10	53,300	44,500	31,300	25,000
11	55,000	46,200	32,900	26,300
12	56,700	47,600	34,500	27,700
13	58,100	49,000	35,900	29,100
14	59,500	50,400	37,500	30,300
15	60,900	51,400	38,300	31,500
16	62,300	52,400	39,300	32,300
17	63,700	53,300	40,200	33,100
18	64,900	54,200	41,100	33,900
19	66,100	55,100	42,000	34,700
20	67,300	56,000	42,900	35,500
21	68,400	56,900	43,800	
22	69,500	57,800		
23	70,500	58,700		
24	71,500			
25	72,500			
26	73,500			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(ハ)

職員の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	42,700	27,600	20,500	17,900	16,100
2	45,100	29,700	21,600	18,700	16,700
3	47,500	31,800	22,700	19,600	17,300
4	49,900	33,900	23,800	20,500	17,900
5	52,300	36,000	25,500	21,500	18,700
6	54,700	38,100	27,200	22,600	19,600
7	57,000	40,200	29,000	23,700	20,500
8	59,300	42,300	30,800	25,100	21,400
9	61,500	44,400	32,700	26,700	22,300
10	63,300	46,300	34,700	28,200	23,300
11	65,300	48,200	36,700	29,900	24,600
12	67,100	50,100	38,500	31,600	25,900
13	68,900	51,800	40,300	33,300	27,000
14	70,700	53,500	42,100	34,800	
15	72,100	54,900	43,600	36,100	
16	73,500	56,300	45,100	37,400	
17	74,900	57,300	46,200	38,300	
18	76,300	58,300	47,200	39,200	
19			48,300	39,900	
20			49,300	40,600	
21			50,100		
22			50,900		

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、実習士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(第十二条の二第五号の規定を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

第十六条の四第二項中「支給日」を「基準日」に改め、「以下次条第二項において同じ。」を削り、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第十六条の五第一項を次のように改める。

勤続手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(第十二条の二第五号の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

一 三月一日 同日以前十二月以内の期間

二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間

第十六条の五第二項前段中、「支給日現在」を「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)」に改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改め、同項第一号中「三月十五日」を「三月一日」に改め、同項第二号中「六月十五日及び十二月十五日」を「六月一日及び十二月一日」に改め

員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十一年の第二項中「以下 基準日」というものを一月十の日に改め、基準日」というものを、同条第三項中「扶養手当の月額」との合計額を、同日におけるその者の扶養親族の数に就いて第八号第三項の規定の例によつて算出した額の合計額(同条の規定が適用されない職員にあつては、同日における給料の月額)に改める。

第十二条の二第三号中「及び扶養手当のそれぞれ百分の八十、並びにこれらを基礎とする期末手当、勤続手当(勤務した期間がない場合を除く。)、凍地手当及び調整手当」を「一、扶養手当、期末手当、勤続手当(勤務した期間がない場合を除く。)、及び凍地手当のそれぞれ百分の八十に改め、同条第四号中「三分の一、並びにこれらを基礎とする期末手当、勤続手当(勤務した期間がない場合を除く。)、凍地手当及び調整手当」を「百分の六十一に改め、同条に次の一号を加える。

五 第一号から第三号までに規定する職員が、当該各号に規定する期間内において、六月一日又は十二月一日の前一月以内に退職し、又は死亡した場合にあつては当該各号の例による額の期末手当及び勤続手当を、三月一日前一月以内に退職し、又は死亡した場合にあつては当該各号の例による額の勤続手当をそれぞれ第十六条の四第一項又は第十六条の五第一項の規定により人事委員会規則で定める日に支給する。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

第十六条の四第一項を次のように改める。

期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの

第二号 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四号第一項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第六項ただし書中「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第九号第一項及び第三項を次のように改める。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの上記について同項第三号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十七 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当

第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

(夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当)

第三十一条 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、療養学處又は病院の病棟に勤務する助産婦、看護婦、看護士又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前)の間をいう。以下次項において同じ。)において行なわれる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき百円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては八十円)とする。

(技能労働職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 技能労働職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、

それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において知事が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。

第十二条 勤続手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において知事が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 一 三月一日 同日以前十二月以内の期間
二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間

(企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正)
第五条 企業職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

- 第十二条及び第十三条を次のように改める。
(期末手当)
第十二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において知事が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。
(勤続手当)

第十三条 勤続手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において知事が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 一 三月一日 同日以前十二月以内の期間
二 六月一日及び十二月一日 それぞれその日以前六月以内の期間

(施行期日等)
第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、昭和四十年九月一日から、第三条の規定による改正後の職員の特殊勤続手当に関する条例の規定は、昭和四十年八月一日から適用する。

- 3 昭和四十年九月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に遡算されることとなる期間は、人事委員会が定める。
(昇給期間の短縮)
4 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員で人事委員会の定めるもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員に対する切替日(昭和四十年十月一日)において昇給規定(職

員の給与に関する条例第四條第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあつては、この条例の施行の日)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事委員会の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

5 切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)
定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属してい

た職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づき人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

8 第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた号給は、同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による号給の内払とみなす。

9 この条例施行の前日に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に職員の給与に関する条例第九條第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

10 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十六條の五の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。

11 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十六條の四及び第十六條の五の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条第十六條の四第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」と、同条第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五月十七日」と、同条第二号及び第三号中「三月」とあるのは

人事委員会規則

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤続手当の支給に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一般職員 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)の適用を受ける職員のうち同条例第十七条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。

二 企業職員 企業職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十一年七月鳥取県条例第二十四号)の適用を受ける職員のうち同条例第十七条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。

三 技能労働職員 技能労働職員の給与の種別及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の適用を受ける職員のうち同条例第十六条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。

四 常勤の特別職の職員 特別職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年五月鳥取県条例第五十七号)第三号第一項に規定する知事等をいう。(期末手当基準日前一月以内に退職した職員のうち期末手当の支給の対象とならない職員)

第二条 条例第十六条の四第一項後段に規定する人事委員会規則で定める

職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条の四に規定する基準日(以下「期末手当基準日」という。)前一月以内に退職した一般職員で、その退職の最終期末手当基準日までの間に次に掲げる者となつたもの

イ 一般職員

ロ 企業職員

ハ 技能労働職員

ニ 常勤の特別職の職員

ホ 教育員

二 期末手当基準日前一月以内に退職した一般職員で、その退職に引き継ぎ次に掲げる者となつたもの

イ 国家公務員(人事委員会が定めるものに限る。)

ロ 他の地方公共団体の職員(人事委員会が定めるものに限る。)

三 期末手当基準日前一月以内に一般職員としての退職が二回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、期末手当基準日にもつとも近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第三条 条例第十六条の四第二項に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間(停職にされていた期間を除く。)とする。

四 期末手当基準日前六月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員となつた場合(第五号及び第六号に掲げる者にあつては、引き継ぎ一般職員となつた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(停職にされていた期間を除く。)は、前項に規定する在職期間に算入する。

附則別表 昇給期間の短縮される号給の表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
行政職給料表		1~3	2~8	6~10	9~15
公安職給料表	1	2~8	7~13	10~16	13~19
教育職給料表(イ)		9~15	15~21		
教育職給料表(ロ)	1~4	12~18	15~21		
研究職給料表		2~8	9~15	12~18	
医療職給料表(イ)			1~6	7~13	
医療職給料表(ロ)		4~10	9~15	12~18	
医療職給料表(ハ)	1~5	4~10	10~16	14~16	

備考(一) この表中「1」とあるのは「1号給」を示し、「1~3」等とあるのは「1号給から3号給までの号給」等を示す。

(二) この表に掲げる職務の等級及び号給は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和37年12月鳥取県条例第55号)による改正前の職員の給与に関する条例の規定による職務の等級及び号給を示す。

「二月十七日」と、同条例第十六条の五第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」とする。

12 第四号の規定による改正後の技能労働職員の給与の種別及び基準に関する条例第十二条の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条例第一号中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」と、昭和四十一年六月一日における適用については、同条例第二号中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」とする。

13 第五条の規定による改正後の企業職員の給与の種別及び基準に関する

条例第十三条の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条例第一号中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」と、昭和四十一年六月一日における適用については、同条例第二号中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」とする。

(人事委員会への委任)

14 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

一 企業職員
 二 技術事務職員
 三 常勤の特務職の職員
 四 教育長
 五 国家公務員(人事委員会が定めるものに限る。)
 六 他の地方公共団体の職員(人事委員会が定めるものに限る。)

(勤続手当基準日前一月以内に退職した職員のうち勤続手当の支給の対象とならない職員)

第四条 条例第十六条の五第一項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条の五に規定する基準日(以下「勤続手当基準日」という。)前一月以内に退職した一般職員で、その退職の後勤続手当基準日までの間に第二号第一号に掲げる者(同条同項同号ニに掲げる者のうち、勤続手当に相当する手当が支給されないものを除く。)となつたもの

二 勤続手当基準日前一月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き第二号第一号第二号に掲げる者となつたもの

2 第二号第二項の規定は、前項の規定を適用する場合にこれを準用する。

(勤続手当の支給割合の基準)

第五条 条例第十六条の五第二項に規定する人事委員会の定める基準は、一般職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)(に一般職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。))を乗じて得たものとする。

(勤続手当の期間率)

第六条 期間率は、次の各号に掲げる勤続手当基準日の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三月一日 勤続手当基準日以前十二月以内の期間における一般職員の勤務期間に応じて、別表第一の勤務期間率の上欄に掲げる期間に対応する期間率

二 六月一日及び十二月一日 勤続手当基準日以前六月以内の期間における一般職員の勤務期間に応じて、別表第一の勤務期間率の下欄に掲げる期間に対応する期間率

(勤続手当の成績率)

第七条 成績率は、次の各号に掲げる勤続手当基準日の区分に応ずる範囲内で、任命権者が定めるものとする。

一 三月一日 百分の二十五以上百分の六十以下

二 六月一日及び十二月一日 百分の二十以上百分の五十以下

(勤続手当に係る勤務期間)

第八条 第六条に規定する勤務期間は、第三号第一項に規定する在職期間から次の各号に掲げる期間を除いた期間とする。

一 休職にされていた期間(公務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされていた期間を除く。)

二 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)第三号第一項第十号に規定する事由(公務による負傷又は疾病の場合を除く。)(により勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除く。)

いた日が三十日をこえる場合には、その勤務しなかつた全期間

第九条 第三号第二項の規定は、前条に規定する一般職員として在職した期間の算定についてこれを準用する。この場合において、勤続手当基準日が三月一日であるときは、第三号第二項中「期末手当基準日以前六月以内の期間」とあるのは「勤続手当基準日以前十二月以内の期間」と、勤続手当基準日が六月一日及び十二月一日であるときは、同条同項中「期末手当基準日」とあるのは「勤続手当基準日」と読み替へるものとする。

(休職期間中に退職した職員で期末手当及び勤続手当の支給の対象とならない職員)

第十条 条例第十二条の二第五号ただし書に規定する人事委員会規則で定める職員は、期末手当の場合には第二号第一項に規定する職員とし、勤続手当の場合には第四号第一項に規定する職員とする。

(期末手当及び勤続手当の支給日)

第十一条 条例第十六条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める日は、別表第二の期末手当基準日欄に掲げる期末手当基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日(これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれその前日。以下次項において同じ。)とする。

2 条例第十六条の五第一項に規定する人事委員会規則で定める日は、別表第三の勤続手当基準日欄に掲げる勤続手当基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるものは、期末手当及び勤続手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第六条及び第九条の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、第六条第一号中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」と、「別表第一」とあるのは「附則別表」と、第九条中「十二月以内」とあるのは「十一月十七日以内」とする。

3 第三条及び第六条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、第三条第二項中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」と、第六条第二号中「六月以内」とあるのは「五月十七日以内」と、「別表第一」とあるのは「附則別表」とする。

附出別表

勤 務 期 間	期 間 率
十一月十七日	百分の百
十一月十六日以上十一月十七日未満	百分の九十五
十一月十七日以上十一月十八日未満	百分の九十
十一月十八日以上十一月十九日未満	百分の八十五
十一月十九日以上十一月二十日未満	百分の八十
十一月二十日以上十一月二十一日未満	百分の七十五
十一月二十一日以上十一月二十二日未満	百分の七十
十一月二十二日以上十一月二十三日未満	百分の六十五
十一月二十三日以上十一月二十四日未満	百分の六十
十一月二十四日以上十一月二十五日未満	百分の五十五
十一月二十五日以上十一月二十六日未満	百分の五十
十一月二十六日以上十一月二十七日未満	百分の四十五
十一月二十七日以上十一月二十八日未満	百分の四十
十一月二十八日以上十一月二十九日未満	百分の四十
十一月二十九日以上十一月三十日未満	百分の四十
十二月	百分の百
十一月以上十二月未満	百分の九十五
十月以上十一月未満	百分の九十
九月以上十月未満	百分の八十五
八月以上九月未満	百分の八十

別表第一

勤 務 期 間	期 間 率
五月十七日	百分の百
五月十七日以上五月十八日未満	百分の九十五
五月十八日以上五月十九日未満	百分の九十
五月十九日以上五月二十日未満	百分の八十五
五月二十日以上五月二十一日未満	百分の八十
五月二十一日以上五月二十二日未満	百分の七十五
五月二十二日以上五月二十三日未満	百分の七十
五月二十三日以上五月二十四日未満	百分の六十五
五月二十四日以上五月二十五日未満	百分の六十
五月二十五日以上五月二十六日未満	百分の五十五
五月二十六日以上五月二十七日未満	百分の五十
五月二十七日以上五月二十八日未満	百分の四十五
五月二十八日以上五月二十九日未満	百分の四十
五月二十九日以上五月三十日未満	百分の四十
六月	百分の百
五月以上六月未満	百分の九十五
四月以上五月未満	百分の九十

七月以上 八月未満	百分の七十五
六月以上 七月未満	百分の七十
五月以上 六月未満	百分の六十五
四月以上 五月未満	百分の六十
三月以上 四月未満	百分の五十五
二月以上 三月未満	百分の五十
一月以上 二月未満	百分の四十五
一月未満	百分の四十

別表第二

期 末 手 当 基 準 日	支 給 日
六月一日	六月十五日
十二月一日	十二月五日

別表第三

勤 務 手 当 基 準 日	支 給 日
三月一日	三月十五日
六月一日	六月十五日
十二月一日	十二月五日

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 敏 午

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「九万二千円」を「十万二千円」に、「七千五百円」を「八千四百円」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 この規則に定めるものは、扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第二十二條の二から第二十二條の七までを附る。

別記様式第一 通 勤

(住所) 氏名		勤務先名
姓	名	所在地
姓	名	氏名

通勤手当の支給に関する規則第3条の規定に基づき、通勤の実績を提出します。

第二十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条第二項を削る。
 第七条中「前条第一項」を「前条」に改める。
 第八条第一項各号列記以外の部分中「次の各号による額の総額」を「次の各号による額の総額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」に、「九百円」を「二百円」に改め、同条第二項を削る。
 第十条を次のように改める。
 (支給の始期及び終期)
 第十条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については

は、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。
 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
 第十一條第一項中「給与条例第十条第一項の職員が、」の下に「出張、休暇、欠勤その他の事由により、」を加え、同条第二項を削る。
 第十三条を次のように改める。
 (種類)
 第十三条 この規則に定めるものは、通勤手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会が定める。
 別記様式第一を次のように改める。

別記様式第一 出 勤

年 月 日 提出

おこなった届出の理由
 所長(局長)の命令を以てし、
 出張
 休暇
 欠勤
 その他(事由を記す)
 提出年月日 年 月 日

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年二月一日
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
 鳥取県人事委員会規則第六号
 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
 暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表のロ中	を	に改める。
19号給 20号給 21号給	2,100 2,150 2,160	19号給 20号給 21号給
別表のハ中	を	に改める。
31号給 32号給 33号給 34号給 35号給 36号給	2,140 2,180 2,220 2,250 2,280 2,310	31号給 32号給 33号給 34号給 35号給 36号給
	1,480 1,500	31号給 32号給 33号給 34号給 35号給 36号給 37号給

附 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。
 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年二月一日。
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午
 鳥取県人事委員会規則第七号
 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

別表のロ中	を	に改める。
17号給 18号給	2,080 2,100	17号給 18号給
別表のナ中	を	に改める。
18号給 19号給 20号給 21号給 22号給 23号給	1,490 1,490 1,510 1,530 1,550 1,570	18号給 19号給 20号給 21号給 22号給 23号給
	1,110 1,120 1,130 1,140	17号給 18号給

項 目	通勤の経路	区 域	種 別	所定時間 (区別)	所要時間 (区別)	乗車等の種類	1回の乗車料金の額	備 考
1		住居から (経路)	まで	分	分		円	
2		から ()	まで	分	分		円	
3		から ()	まで	分	分		円	
4		から ()	まで	分	分		円	
5		から ()	まで	分	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 通勤経路の略図 (経路未結)								通勤の経路 (区別) 時間分 通勤の経路 (区別) 時間分 平均1箇月間の乗車等の負担額 円

記入上の注意

- この票には通勤行なっている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 「おこなった経路の選出」票には、この票を行なうおこなった経路の「たのび」を付する。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に依り、徒歩、自転車、バス、汽車、電車、船等の別を記入する。
- 「乗車等の種類」欄には、3箇月定期、○枚回数乗車、貸付乗車等の別を記入する。
- 「左欄の乗車等の種類」欄には、3箇月定期の額、○枚回数乗車等の乗車料等に依り、乗車料を記入する。
- 「備考」欄には、空欄を付さない理由、回数乗車の日数及び月間の利用回数等を記入する。
- 住所と通勤と異なる場合は、「備考」欄にその旨とその理由を記入する。

通勤及び決定額 (提出者は記入しないこと。)										
項 目	支出の基礎となる交通機関等の名称	利用区間	通勤等の回数その他	1箇月の乗車等の額の算出基礎	支給の時期等		通勤手当の月額		通勤改正による1箇月の乗車等の額	
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1				円			円			
2				円			円			
3				円			円			
4				円			円			
5				円			円			
計				円			円			円
1箇月の乗車等の額の総額 (規則第8条の額)										
給付率例第10条第1項該当・非該当										
決定事項	<input type="checkbox"/> 当 <input type="checkbox"/> 非該当	通勤距離	<input type="checkbox"/> 交通機関等使用	年 月 日	円					
		2以上	<input type="checkbox"/> 自転車等使用 <input type="checkbox"/> 徒歩等使用	年 月 日	円					
項 目	<input type="checkbox"/> 当 <input type="checkbox"/> 非該当	通勤距離	<input type="checkbox"/> 徒歩、自転車等	年 月 日	円					
		2以上	<input type="checkbox"/> 徒歩等 <input type="checkbox"/> 自転車等	年 月 日	円					

給与率例第10条及び通勤手当の支給に関する規則の規定に依り、上記のとおり確認し決定する。

年 月 日

取 扱 者 印

氏 名

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第八條の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。（経過措置）
- 3 昭和四十一年二月一日前に職員に新たに給与条例第十條第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合又は通勤手当を支給されている職員に通勤手当の月額を増額して改正すべき事実が生ずるに至つた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が同条同項の職員たる要件を具備するに至つた日又は通勤手当の月額を増額して改正すべき事実が生じた日から十五日以内に第三條の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る通勤手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。
- 4 昭和四十一年一月三十一日以前に係る通勤手当で同日までに支給されていないものの支給日については、この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則第十三條ただし書の規定の例による。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十條中「様式第二十二」を「様式第二十三」に改める。

様式第二十二の次に次の様式を加える。

様式第23

氏名	氏名		職名	職名	職名
	所屬	職名	職名	職名	職名
職名	所屬	職名	職名	職名	職名
	所屬	職名	職名	職名	職名
勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間
支給額	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額
	支給額	支給額	支給額	支給額	支給額

30	勤務時間が2時間以上の場合	勤務1日につき100円	支給額
31	勤務時間が2時間未満の場合	勤務1日につき80円	支給額

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年八月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八條を次のように改める。

（昭和四十一年二月改正条例の施行に伴う昇給期間の短縮の特例）

第二十八條 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十一年二月鳥取県条例第一号。以下「昭和四十一年二月改正条例」という。）附則第四項の規定の適用により昇給した職員（昭和四十年十月一日において昭和四十一年二月改正条例による改正前の給与条例の規定により昇給した職員を除く。）が、当該昇給後の給与を受けていた期間が三月をこえる前に昇任又は昇格した場合における給与が第八條の四第一項第三号の規定により決定された場合で、同条同項同号の規定により当該給与に決定されることとなる給与が二又は三ある場合の最上位の給与の額がその者の昇任又は昇格した日の前日における給与の額であるときは、第二十六條の規定の例により、昇給期間を短縮することができる。

第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十九條 昭和三十七年九月三十日におけるその者の給与又は給料月額が当該給与の属する職務の等級における昭和四十一年二月改正条例附則

別表に掲げる最高の給与の二等級上位の等級であった職員（当該等級を受けた日が昭和三十七年一月二日以後である職員に限る。）及びこれに準ずる職員で昭和四十年九月一日から昭和四十一年七月一日までの間に昇任又は昇格したものについて、昭和四十一年二月改正条例附則第四項の規定の適用を受ける職員との権利上必要であると認められるときは、第二十一條の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その必要があると認められる期間の範囲内で当該昇任又は昇格後の最初の給与条例第四條第六項本文の規定による昇給の昇給期間を短縮することができる。

別表第一の一の□の④の7中「新卒卒を入学資格とする」の下に「修業年限一年の」を加える。

別表第四の一の表中

一八、五八〇円	を	二〇、五〇〇円
一六、〇〇〇円	を	一七、九〇〇円
一四、四〇〇円	を	一六、一〇〇円
一三、九三〇円	を	一五、五〇〇円

に改める。

別表第四の二の表中

一九、六一〇円	を	二二、六〇〇円
一八、五六〇円	を	二〇、五〇〇円

に改める。

別表第五の表中

一五、七九〇円	を	一七、五〇〇円
---------	---	---------

に改める。

別表第六及び別表第七を次のように改める。

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	三三、九〇〇円	
大学院修士課程修了	二六、七〇〇円	
大学卒業	二二、〇〇〇円	講師、助教諭、准助教諭、実習員及び寮母に採用された場合は、二二、〇〇〇円とする。
短大卒業	一八、七〇〇円	
高校卒業	一六、五〇〇円	

注 教育職員免許法附則第十項に規定する高等学校教諭二級普通免許状を所有する者については、初任給額に掲げる額を二一、六〇〇円とする。

別表第七

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	三三、二〇〇円	
大学院修士課程修了	二六、四〇〇円	
大学卒業	二三、〇〇〇円	講師、助教諭及び実習員に採用された場合は、二三、〇〇〇円とする。
短大卒業	一八、七〇〇円	
高校卒業	一六、五〇〇円	

別表第八の一の表中

一八、八八〇円
一六、〇〇〇円
を
二〇、八〇〇円
一七、九〇〇円
に改める。

別表第八の二の表中

二〇、〇一〇円
一八、八八〇円
を
二二、〇〇〇円
二〇、八〇〇円
に改める。

別表第八の三の表中

三三、八六〇円
二九、九一〇円
二二、四八〇円
を
三五、九〇〇円
三一、九〇〇円
二四、五〇〇円
に改める。

別表第九を次のように改める。

別表第九

医療職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給
大学院博士課程修了	四九、七〇〇円
大学卒業	三四、三〇〇円
医専五卒	二八、一〇〇円
医専四卒	二六、二〇〇円

注 初任給欄中「四九、七〇〇円」とあるのは、昭和四十年九月一日から昭和四十一年九月三十日までの間にあつては、「四七、一〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第十の表中

一五、四八〇円	一七、三〇〇円
一六、〇〇〇円	一七、九〇〇円
一四、九六〇円	一六、七〇〇円
一四、四四〇円	一六、一〇〇円
一八、五八〇円	二〇、五〇〇円
一六、〇〇〇円	一七、九〇〇円
一四、四四〇円	一六、一〇〇円

を
に改める。

別表第十二の表中

一八、七九〇円	二〇、七〇〇円
一八、七九〇円	二〇、七〇〇円
一七、八七〇円	一九、七〇〇円
一四、八七〇円	一六、五〇〇円

を
に改め、同

表の注中「一八、七九〇円」を「二〇、七〇〇円」に改める。

別表第十三

別表第十三を次のように改める。

職種の等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
給料表	九号給	一三号給	二二号給	一十一号給	一十一号給	一十四号給
行政職給料表	一四号給	一二号給	二二号給	二二号給		
公安職給料表	一四号給	一二号給	二二号給	二二号給		
教育職給料表(一)	二三号給	一八号給				
教育職給料表(二)	二三号給	一四号給				
研究職給料表	一四号給	一三号給	一七号給			
医療職給料表(一)	一四号給	一一号給	二二号給			
医療職給料表(二)	一三号給	一四号給	一五号給	一一号給		
医療職給料表(三)	一一号給	一一号給	一六号給			

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年九月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の企業局の項中

別電	所	所	長	長	百分の十
西尾建設事務所	所	所	長	長	百分の十

西尾建設事務所

所 長

百分の十

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長

青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

【定価一冊二百円(送料を含む)】

別表第一の企業局の項中
に改める。

所 長	所 長	所 長	所 長
副所長	副所長	副所長	副所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日及び
休日は、その
翌日)

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

◇ 告 示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告 示

鳥取県告示第三十九号

昭和四十一年度における県が発注する建設工事(建設法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手續、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 指名競争入札に参加する者に必要な資格
指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なった審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。
- (一) 審査基準日(昭和四十一年一月一日をいう。以下同じ。)の直前二年の各事業年度における建設工事の種別年間平均完成工事高
- (二) 経営規模
 - ア 審査基準日の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあっては資本金額(出資総額を含む。)に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあっては、次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。)
 - イ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数
 - ウ 直前決算における機械及び装置、船舶、車輛運搬具並びに工具、器具及び備品の価額の合計額
- (三) 経営比率
 - ア 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)
 - イ 直前決算における自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)
 - ウ 審査基準日の直前一年(以下「直前一年」という。)(における自己資本回転率(直前一年の各事業年度における完成工事高の合計額(以下「年間完成工事高」という。))を自己資本額で除して得た数値をいう。)
 - エ 直前一年における完成工事高純利益率(直前一年の各事業年度にお